

平成22年第 2 回定例会

平成22年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号

平成22年6月28日 午前10時00分開議

1. 出席議員

1 番	廣 瀬 敏 之 君	1 1 番	松 本 和 男 君
2 番	中 島 清 和 君	1 2 番	古 川 よし枝 君
3 番	秋 田 政 夫 君	1 3 番	海老原 弘 君
4 番	坂 洋 君	1 4 番	山 崎 貞 美 君
5 番	高 木 寛 房 君	1 5 番	廣 瀬 満 君
6 番	染 谷 礼 子 君	1 6 番	今 川 英 明 君
7 番	中 山 栄 一 君	1 7 番	豊 島 葵 君
8 番	倉 持 悦 典 君	1 8 番	川 上 文 子 君
9 番	堤 實 君	1 9 番	中 山 平 君
1 0 番	横 張 光 男 君	2 0 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市長	片 庭 正 雄 君
教育長	豊 嶋 隆 一 君
総務部長	中 川 修 君
市民経済部長	片 見 和 男 君
保健福祉部長	湯 元 茂 男 君
都市建設部長	森 勝 巳 君
教育次長	大久保 明 一 君
会計管理者	野 本 英 夫 君
秘書広聴課長	石 神 栄 君
企画政策課長	間根山 知 己 君
総務課長	沖 田 照 雄 君
財政課長	豊 島 利 夫 君
人事課長	森 伸 次 君

すが、その中にこの部落解放愛する会茨城県連合会伊奈支部補助金22万5,000円も一緒に計上されているのです。私はこれはいかがなものかと、大変問題だというふうに思っています。

なぜかという、補助金の審議会の中で、今年のこれは末になるのです。今年度の予算についての補助金審議会の見解が出されています。その審議結果を見ますと、この部落解放愛する会の補助金については、補助金の原則から見てもそぐわないので廃止とすると、行政として必要ならば、行政の判断にゆだねるというものが入っていますけれども、基本的には廃止という方向が出されているのです。

私はこの補助金審議会の中の廃止という方向が出したことを大変よかったなというふうに思って受けとめていたのに、何でここで計上なのかと、どういう考えに基づいて計上されているのかというところで、見解を聞きたいと思います。

○議長（松本和男君） 総務部長中川 修君。

〔総務部長 中川 修君 登壇〕

◎総務部長（中川修君） 補正予算中、庁舎改修工事関係の工事内容ということで、まずお答えを申し上げます。

せんだっての全協で、議案については、総務委員会というようなことで、詳細にわたってご説明をしたいということで、差ししかえだけのお願いということでございました。今回、川上議員からご質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

現在、伊奈庁舎の2階の東側には、市長室、それから副市長室、秘書広聴課、それから、総務課そして人事課という順序で配置がなされてございます。入っていますと、実際問題、相当手狭な執務環境にございまして、市長と職員が事務打ち合わせを行うに当たりまして、その場所の確保に苦慮をいたしておるところでございます。そうしたことから、庁舎の2階の配置がえということで、まず会議スペースを設けようとしたものが、今回の工事の出発趣旨でございます。

まず、市長室を、純粋な市長の執務専用の場所とするため、応接セットを外に出します。そして政策等につきまして市長と職員がしっかりと議論できる場を確保したいということであります。そこで応接機能がなくなるわけですが、その応接機能につきましては、現在の副市長室を廃止した上で、その副市長室のスペースを若干広げまして、パーティションで仕切られた応接室を設けることにより対応するというところでございます。

副市長室でございますが、当初、270万円の予算におきましては、副市長室もパーティションで仕切り、新設をしようというふうに計画にございましたが、現在は、その副市長室のパーティション関係の費用については削減をいたしまして、現在のお示しの議案書、170万円ということでご提案を申し上げたところでございます。

◆18番（川上文子君） 190万円。

◎総務部長（中川修君） 失礼しました。190万円でございます。

それから、また工事の内容でございますが、伊奈庁舎の2階に上がってすぐのところに、少しのオープンスペースがございます。そのオープンスペースをロビーというようなことで活用すべく、施設の有効利用という立場からも、背の低いパーテーションを用いまして、市民への情報提供の場、あるいはまた職員相互の打ち合わせ、あるいはまた市民のミニ休憩の場とかというような目的で改修を考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本和男君） 保健福祉部長湯元茂男君。

〔保健福祉部長 湯元茂男君 登壇〕

◎保健福祉部長（湯元茂男君） 部落解放愛する会の補助金につきまして、ご答弁を申し上げます。

茨城県では、平成14年の3月31日ですが、地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律の失効によりまして、同和問題に対する特別対策の法令上の根拠はなくなりましたが、一般対策の有効かつ積極的な活用により、同和問題の残された課題の解決に努めていくというふうにしております。

同和問題を解決するべく茨城県が対応している同和関係運動団体に、この部落解放愛する会茨城県連合会というのがございます。ほか3団体、合計で4団体ございます。当市としては、平成16年度より部落解放愛する会茨城県連合会伊奈支部に、同和問題解決のための、また人権啓発事業展開のための一助として補助をしてまいりました。平成16年度は30万円、昨年度は25万円、今年度は補正計上ですが1割減の22万5,000円を計上いたしました。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（松本和男君） 川上文子君。

◆18番（川上文子君） 総務費の庁舎改修工事なのですが、今説明を受けたように、市長室の改良、あわせて応接室の改良をしていくということで、異論もあった中で、特にまだ副市長も選任されていない中で、今回80万円の減額ということですが。

私は、いずれにしても副市長の提案をされるおつもりもあるでしょうから、就任して、先ほどから何遍も、5月14日に登庁してという話が出ましたけれども、まだ1カ月ちょっとの間でレイアウトを変えるということよりも、副市長等の選任もしながら、その中で本当に動きやすい、そして必要な形での改良という形で完成度の高い改修をしていく、私は改修するのは、大いに仕事をしやすくするのは結構だと思うのですが、そういう形で改修される方がよりいい形でやれるのではないかと。新しくもし副市長になる方も含めて、仕事しやすい環境を、しかもかなりスペース的にいいますと、一般職員の方にもずっと、職員の方にもスペースが移動していくわけで、一部3階に持っていくという話もされているようですけれども、そういう変更も

されるということになれば、かなり大規模な位置関係も変わるわけですから、そういう点では、よく動いた中で、もう少し動いた中で、いい形での改修というふうには考えられないのか、再度聞きたいと思います。

それからもう一つの、部落解放愛する会の補助金なのですが、今、部長が説明されたように、その前段として、国自身が昭和40年から同和対策審議会が答申しながら、特別措置法というか、法律を3本、同和対策特別措置法等をつくって同和対策事業をやってきたと、それ自身は、平成14年の3月に目的を達成したということで失効しているんですね。茨城県はそれも受けながら、3年間の経過措置を設けて、激減緩和事業をやって、そしてその事業も平成19年で終了という形で、明らかに同和行政それ自身は終結の方向なんですね、終結をしているんですね。

ところが、今説明がありましたように、伊奈町では、その国の終結の時期を引き継ぐような形で、同和団体に対する補助金だとか、それから同和団体の主催する研修会に職員を派遣するという事業が行われています。私も、鮮明に記憶をしているんですけども、一番初めに平成13年のときだったと思いますが、この予算が計上されて議論になったときに、当時伊奈町でしたから、伊奈町の助役だった野口さんが、議員の全員の前で、大変残念だと、大変な高圧的な糾弾がこの間ずっとやられてきたと、私たちも何としてもこれは排除したいと思って頑張ってきたけれども、残念ながら屈せざるを得なかったと、しかし、早期に、この関連する予算については排除していきたいのだということを述べて、やむなくこの事業のお金が出されているという経過があるのです。ですから同じように、その話を聞いた議員もこの中にいると思いますけれども、そういう形で、無理やり、高圧的な糾弾行動の中で、この事業の予算が歳出されてきたのです。

私たちは、古川議員がずっと取り上げてきましたけれども、この事業は、もう手を切るべきだと、補助金を出すべきではないと、研修にも参加させるべきではないのではないかということで要求をしてきました。そしてやっと補助金審議会は、補助金の原則からみてそぐわない、廃止をすることが必要だというふうに答申を出したわけですね。だから私は、ああこれでやっと市自身もいろいろ糾弾活動を受けているのは実際は職員さんですから、そういうところに対処しなければならない職員さんとすれば、補助金運営審議会での答申は大きな錦の御旗になると、これを機会にやめることがやっとできるというふうに思っていたのに、何で新しい市長になって、そしてその補助金審議会の中でもこういう答申が出ているのにもかかわらず、何で再度この予算が計上されたのか。これは本当に暴力に屈する形での予算計上がずっと続けられてきたわけですから、市長はこういうことこそ排除するという立場をやはり明確にするべきだというふうに思います。

ところが、新市長になったその年に、こういう経過の中でまた再計上されるというのは、私は大変許されない話だと思うし、市長自身もその経過自身を十分踏まえない中で、もしかしたら計上という形を追認したのかもしれませんので、ここは本当に補助金の審議会の検討、それから今までの歴史的な経過、それから実際に起こっている職場の中でのさまざまなこういう団

体による圧力の弊害何かも中側でちゃんと聞いていただいて、そして新しい市長になって、ここできちんと、この事業から手を切るという判断を私はすべきだというふうに思うので、ぜひ再度考え直して、この予算支出については削除をすることを求めたいと思いますが、市長どうでしょうか。

○議長（松本和男君） 市長片庭正雄君。

〔市長 片庭正雄君 登壇〕

◎市長（片庭正雄君） 川上議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、190万円の改修工事についての考えでございますが、総務費財産管理費の庁舎改修工事について、議案の提案を申し上げました際にご説明いたしましたが、私は、市長室とは、市長が、職員や関係者と政策等を議論する場、事務を執務する場と考えております。

しかしながら、つくばみらい市の市長室は、議員ごらんのように、職員等との市政について議論する場とはほど遠いもので、1組の応接セットしかなく、小さな図面を広げることすらできない状況です。職員と図面や書類を広げ、将来のまちづくりを語り、議論をし、そしてつくり上げていく、市長室をそういうプロセスの中心的位置へと改良したいと考えています。

また、市長室に当たった応接スペースは、市を訪れたお客様をもてなす空間であります。これは、日本古来のおもてなしの精神からじゃないかと思えます。絶対に必要な空間機能であると考えます。

私は、就任後、県内外の首長と地方自治体のあり方についていろいろ意見を交わしてきました。その際に訪れた市庁舎と比較しても、我が庁舎の機能は、残念ながら見劣りするどころか比べようもないくらいです。もし、川上議員が、先ほどの市長給与についていろいろ調べたのであるならば、ほかの市長室はどうなっているのだ、ほかの応接室はどうなっているのだということもこちらも調べてもらいたい。もし存じていないのならば、どうぞつくば市にも行ってください、守谷市にも行ってください、取手市にも行ってください、牛久にも行ってください、龍ヶ崎にも行ってください、常総にも行ってください。それを見ればすぐわかると思えます。

つくばみらい市への来客に対するもてなしができない、失礼に当たる、私はそれは市民の恥であると考えます。限られた空間、限られた予算という現状の中、それを最大限に有効利用することによって、つくばみらい市の内にも外にも最大の効果をもたらしたい、もたらずというのが私の偽らざる気持ちでございます。

私のモットーは、即決断即実行ということを考えております。改修時期についても時期尚早との意見があるようですが、機を見て敏なりという言葉があるように、今がその時期と私は考えております。

また、民生費の補助金についてでございます。これについては、私は今度は1割減にしました。しかし、今ここで論じるのであるならば、なぜ1年前にそんなことやらなかったのか、2

年前になぜやらなかったのか、3年前にやらなかったのか、私はこの出たときには、もう今は緊縮財政だから当然カットしなきゃならないということでカットをさせていただきました。

また、市の答申の中にもありましたけれども、あの中に書いてございました、市が必要とするならばという項目があったと思います。ご存じかと思います。市が必要であると認めたからそうしたのであって、だったらそんな項目を入れてくれなければ、私はそのようにしたかもしれません。

しかし、従来の流れ、私もまだなつたばかりですから、先ほども何回も言うようですが、走りながら考えれば、あれはとりあえず今のこの緊縮財政からすれば減らさなくちゃならない、そのために減らした予算を計上したつもりでございますが、それについては、今、川上議員がおっしゃったような過去のいろいろなことは今初めて聞いたことです。ですから、それは参考になりますので、いろいろ参考にします。しかし、これからのことでございまして、今回の予算につきましては、そのような観点でつけさせていただきましたので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（松本和男君） 以上で、質疑通告書による議案の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております18案件のうち、承認第1号から承認第3号までについては、委員会付託を省略し、先議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本和男君） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号から承認第3号までについては、委員会付託を省略し、先議することに決定しました。

△承認第1号～承認第3号について先議

○議長（松本和男君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本和男君） これで討論を終わります。

これから承認第1号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。